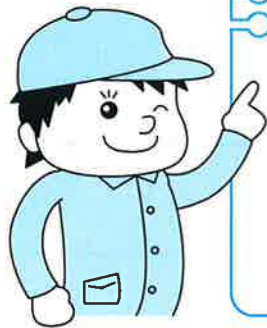


# 1枚の申請書から制度への信頼が始まります

## ● 保証登録申請書の記入に当たってのお願い ●



1. 記入について  
必ず申請者自身が書いて下さい。  
ボールペンを用いて、強く書いて下さい。(鉛筆書きは無効)  
楷書(かいしょ)で、正確に書いて下さい。
2. 記入もれ、誤記などがある場合について  
申請書を受理できませんので、十分注意して記入して下さい。
3. 訂正する場合について  
訂正する箇所に2本線を引き、その上段に記入して下さい。
4. ※印欄について  
記入しないで下さい。

全浄連・各県協会用

### 保証登録申請書

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会会長 殿  
各都道府県協会会長 殿

※全浄連保証登録番号			

裏面の承諾書の内容を確認した上で申請して下さい。

浄化槽機能保証制度に基づき、裏面に記載の事項を承諾の上、下記の浄化槽の保証登録を申請いたします。

登録の申請日を記入して下さい。

【保証登録申請日】

保証登録申請日	平成	年	月	日
---------	----	---	---	---

5枚綴の用紙のうち4枚に押印して下さい。(2枚目は不要)

【申請者】

氏名又は名称	
住所	浄化槽工事業の登録(届出)をしている住所を記入して下さい。
電話番号	
	浄化槽工事業登録(届出)番号

申請時現在の登録(届出)番号を記入して下さい。

【申請内容】

設置者	フリガナ	
氏名		
住所		設置者の現住所を記入して下さい。
建物	設置場所	浄化槽を設置する建物の所在地を記入して下さい。
	建築用途	
	使用予定人数	
	処理対象人員	
		※
市町村	名称	
	国庫補助対象区分	対象・対象外
浄化槽	全浄連登録番号	
	登録	平成
		年
		月
		日
	名称	
		人槽
		人槽
製造業者	名称	会社名を記入して下さい。
検査機関	名称	浄化槽が設置される地域の指定検査機関名を記入して下さい。
工事完了	平成	年
		月
		日
	使用開始	平成
		年
		月
		日

国庫補助の申請を予定している浄化槽については、「対象」を○で囲んで下さい。(それ以外は「対象外」に○)

使用開始予定日を記入して下さい。

【登録確認】

※登録確認年月日	平成	年	月	日
※				

※確認印

※印欄は、記入しないでください。

# 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 浄化槽機能保証制度

機能保証制度は  
家庭と市町村と工事業者に  
**安心と信頼**を提供します

平成25年度、保証制度が  
改正されました!

浄化槽の保証期間が、平成25年  
10月以降の保証登録分より  
5年から10年となりました。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会  
〒162-0844 東京都新宿区市ヶ谷八幡町13番地 東京洋服会館7階  
TEL.03(3267)9757 FAX.03(3267)9789

## 全浄連の保証制度に登録を!!

浄化槽は家庭等に個別に設置され、台所やトイレなどから出る生活雑排水やし尿などを処理する非常に優れた施設で、私たちの水環境の保全に大きな役割を果たしています。浄化槽機能保証制度はその大きな支えとなっています。保証登録をして家庭・市町村との信頼関係を高めましょう。

### 保証制度のメリット

浄化槽業界の負担で、家庭等の浄化槽が保証されます。

万一、原因不明の機能異常が発生した場合でも、全浄連に設けられた機能保証制度運営のための特定資産で対応するので、安心です。

家庭、市町村、工業者等の信頼関係が高まります。

### 保証制度の仕組み

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会（略称「全浄連」）は、浄化槽の正常な機能を保証するため、平成5年度より浄化槽機能保証制度を実施しています。

この制度は、全浄連に保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、その原因者を明らかにして、当該原因者による修補等の措置を確保するとともに、原因者が特定できない場合や、原因者が倒産する等、原因者により措置を講じることが著しく困難である場合には、全浄連がその修補に要する費用を支払うものです。

### 保証の範囲

保証制度の対象となる浄化槽～保証登録の浄化槽～

全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽（環境省国庫補助指針に適合したもの）であり、各都道府県浄化槽協会を通じて全浄連が保証登録を行った浄化槽であること。なお、対象となるのは、浄化槽本体であって、トイレ、台所等の排水設備と浄化槽本体の流入口を接続する配管設備（流入管きょ）、及び浄化槽本体の流出口と処理水の放流口を接続する配管設備（放流管きょ）、並びにその付帯設備は対象外です。

保証制度の対象となる機能異常～施工上の瑕疵による異常～

浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査等において、施工上の瑕疵により保証登録浄化槽の機能に異常があると判定された場合です。

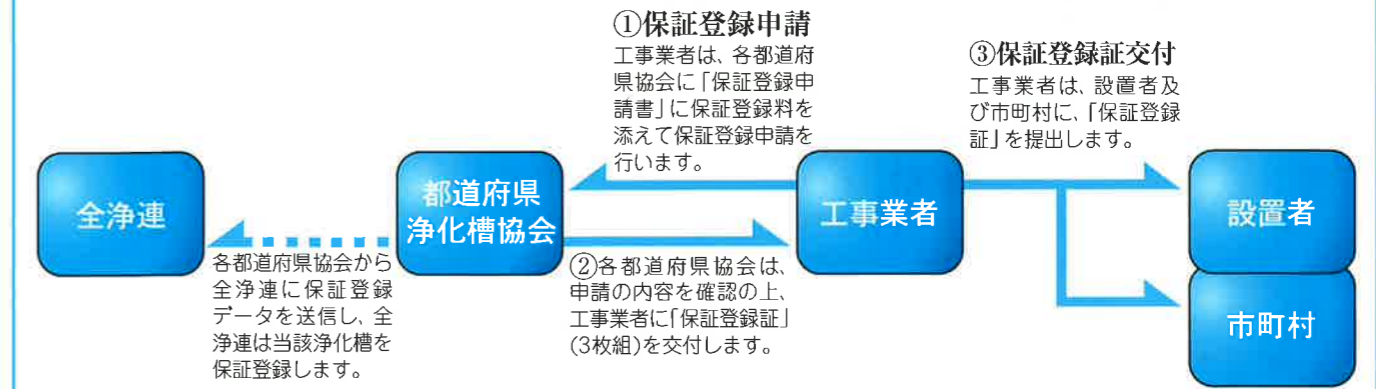
保証の期間は10年間（平成25年10月1日以降の保証登録浄化槽）

本制度の保証期間は、浄化槽の使用開始の日から10年間とします。但し、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年間とします。

保証の限度額

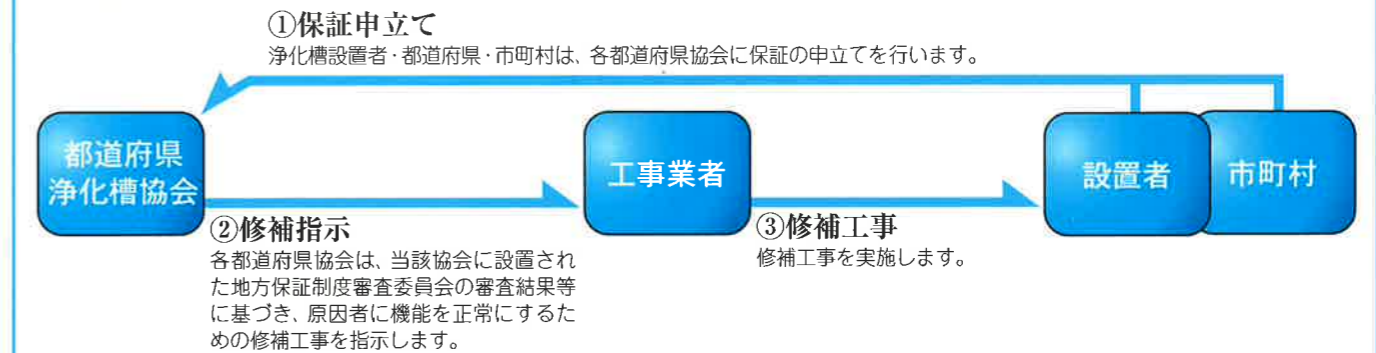
環境省循環型社会形成推進交付金浄化槽整備費の基準額の範囲内となります。

## 保証登録申請の主な流れ

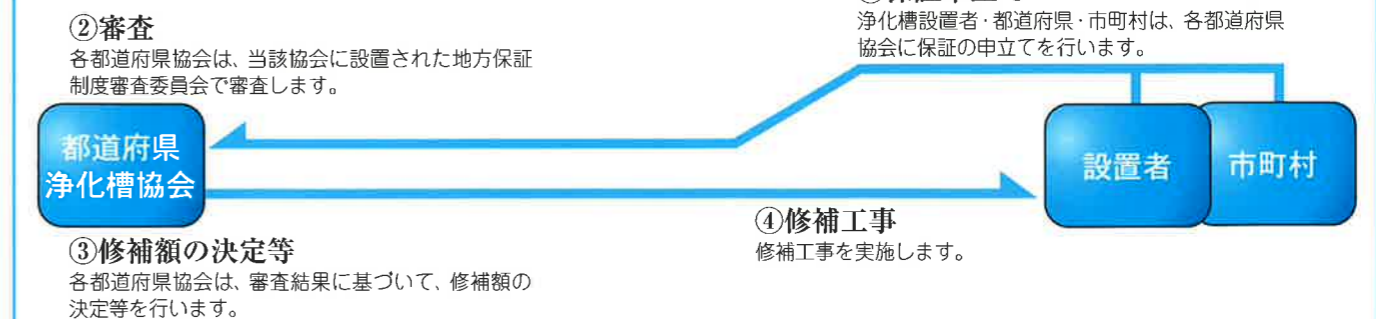


## 保証の主な流れ

原因者が特定できる場合



原因者が特定できない、または原因者により措置を講じることが著しく困難な場合で、修補工事金額が一定基準以内の場合



原因者が特定できない、または原因者により措置を講じることが著しく困難な場合で、修補工事金額が一定基準を超える場合

